#### 京都市で建築物の設計業務等を行う際によくある質疑事項

本資料は、本市で建築物の設計業務(設計や確認申請の業務)等を行う方を対象に、設計業務等を行う際によせられるよくある質疑を取りまとめたものである。

本市域で設計業務等を行う際には、必ず、本資料と、本市域における法令等の解釈、解説及び 本市の指導内容を明確化した「京都市建築法令実務ハンドブック」を確認されたい。

なお、本資料は、全ての分野における質疑を網羅的に取りまとめたものではないことに留意するとともに、項目の追加や削除、回答の修正など、随時、柔軟に更新することから、ホームページに掲載している最新版を必要に応じて確認されたい。

京都市都市計画局建築指導部建築審査課

#### (用語の省略)

建築基準法 → 「法」

建築基準法施行令 → 「令」

京都市建築基準条例 → 「市条例」

京都市建築基準法施行細則 → 「市細則」

#### (用語の解説)

確認申請:法第6条及び法第6条の2に基づき、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け

るために建築主が行う申請行為

審査機関:京都市(建築主事)又は指定確認検査機関

特定行政庁:京都市長

2項道路:法第42条第2項に基づき指定されている道路

#### (更新履歴)

令和 3年 6月 第1版

#### 質疑一覧

A	、確認申請に関すること	. 5
	指定確認検査機関で確認申請を行うが、確認申請の受付はどこか。	. 5
	指定確認検査機関で確認申請を行うが、建築主事や特定行政庁へ申請図書の経由はあるか。	. 5
	個々の建築計画についての相談・協議はどこと行えばよいか。	. 5
	法の規則で定められた図書以外で、確認申請に独自に添付する図書はあるか。	. 5
	事前調査報告書の内容を、京都市で確認してもらう必要はあるか。	. 5
	10㎡以内の増築をする場合,確認申請は不要か。	. 5
	200㎡以下の用途変更を今回行うことで、従前からの用途とあわせ、当該用途の面積が2	0
	0㎡を超えることとなる。今回の用途変更に際し、確認申請は不要か。	. 5
	完了検査を受検していない法施行後の既存建築物に、増改築や用途変更を行いたい。	. 6
	法第12条第5項に基づく報告を、建築主事や特定行政庁に提出したい。	. 6
	確認申請が不要なものは、法の規定がかからないと考えてよいか。	. 6
	京都府の「建築基準法施行条例」は京都市域に適用されるか。	. 6
В	中間検査に関すること	. 7
	中間検査の対象となる建築物は?	. 7
	「2階建て住宅等」とは?	. 7
	「特定特殊建築物」とは?	. 7
	中間検査受験のタイミングは?	. 7
	「階数が3以上の共同住宅」の特定工程,特定工程後の工程は?	. 7
	「2階建て住宅等」の特定工程,特定工程後の工程は?	. 8
	「特定特殊建築物」の特定工程,特定工程後の工程(1回目)は?	. 8
	「特定特殊建築物」の特定工程、特定工程後の工程(2回目)は?(地階を除く階数が2以	、上
	の木造)	. 8
	「特定特殊建築物」の特定工程、特定工程後の工程(2回目)は?(地階を除く階数が2以	、上
	の鉄骨造)	. 8
	「特定特殊建築物」の特定工程、特定工程後の工程(2回目)は?(地階を除く階数が2以	、上
	の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	. 9
	「特定特殊建築物」の特定工程、特定工程後の工程(2回目)は?(地階を除く階数が2以	、上
	で構造の種別が混合したもの )	. 9
	工区分けを行った場合、先に特定工程に達した最初の工区のみの検査でよいか。	. 9
C	構造耐力に関すること	10
	凍結深度は?(令第38条, 平成12建告第1347号)	10
	積雪荷重を検討する際に必要な数値は? (令第86条)	10
	標高はどのように確認するのか。	10
	風圧力を検討する際に必要な数値は?(令第87条,平成12建告第1454号)	10
	地震力を検討する際に必要な数値は? (令第88条, 平成12建告第1793号)	10
D	道路に関すること	11

	道路指定図に桃色で示されている「避難通路」とは何か。	11
	避難通路は接道扱いになるか。	11
	道路指定図に赤紫色で示されている「特定通路」とは何か。	11
	特定通路は接道扱いになるか。	11
	道路指定図に赤色で示されている非道路部分を建築物の敷地に含めてよいか。	11
	四条通に面した敷地で建築する。	12
	すみ切りはどのような場合に必要となるのか。	12
	敷地内ですみ切りをした部分は敷地に含まれるのか。	12
	接道長さによって、計画できるものが制限されるか。	12
	前面道路幅員によって、計画できるものが制限されるか。	12
Е	容積率・建蔽率に関すること	13
	特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指定した区域(法第52条第2項)はあるか。	13
	道路の角にある敷地で、建蔽率は緩和されるか。	13
	2項道路の角にある敷地でも、建蔽率は緩和されるか。	13
	2項道路の角にある敷地の接道長さは、セットバック前の接道長さで考えてい良いか。	13
	風致地区による建蔽率とは何か。	13
	風致地区で別途定まっている建蔽率の緩和はあるのか。	13
F	` 高度地区に関すること	14
	高度地区(法第58条)とは。	14
	高さの限度(法第55条)と高度地区(法第58条)の関係は?	14
	法第56条と法第58条の北側斜線は同じものか。	14
	法第58条の北側斜線を天空率で適用除外とできるか。	14
G	* 都計法等に関すること	15
	都市計画情報 (用途地域や都市施設等), 景観情報 (景観保全や眺望景観等), 建築基準法	上の
	道路種別を示した指定道路情報はどのように確認すればよいか。	15
	防火地域, 準防火地域は都市計画情報で確認できるが, 22条区域はどこか。	15
	壁面線の指定(法第46条)や外壁の後退距離(法第54条)は定められているか。	15
	建築物の敷地の最低限度(法第53条の2)は定められているか。	15
	地区計画の区域内で建築等を行う場合、別途、手続が必要になるか。	15
	都市計画で「一団地の住宅施設」と定められている敷地で建築等を行う。(桂川島住宅、向	島団
	地,醍醐西団地)	16
	市街化区域内の500㎡以上の敷地で建築等を行うが、区画形質の変更がない等、開発許	可が
	必要となる内容ではない。	16
	市街化区域内で建築等を行うが、敷地面積が500㎡未満のため、開発許可は関係ない。.	16
Н	[ 都市計画区域外,市街化調整区域に関すること	17
	都市計画区域外はどこか。	17
	都市計画区域外でいわゆる4号物(法第6条第1項第4号に規定する建築物)の建築をする	る場
	合,確認申請は不要か。	17
	都市計画区域外で建蔽率や容積率、高さの制限はあるか。	18

	市街化調整区域で建蔽率や容積率、高さの制限はあるか。	. 18
Ι	崖付近の建築制限に関すること	. 19
	崖の付近の建築制限がかかる区域はどこか。(市条例第7条)	. 19
J	建築基準法施行以前に建築された建築物(京町家等)に関すること	. 20
	京町家等に増築したい。	. 20
	京町家等を旅館等へ用途変更したい。	. 20
	京町家等で大規模修繕・大規模模様替えをしたい。	. 20
	京町家等の外観の整備したい。	. 20
	文化財や景観重要建造物等の指定を受けていないが、法の適用を除外する制度を使えるか。	20
K	建築主等への説明に関すること	. 21
	この敷地や建物で「建築可能な建物の用途や規模」「必要となる改修の内容や方法」「この記	計画
	に対する問題の有無」などを知りたい。	. 21
	この敷地や建物で「再建築や増改築の可否」「建蔽率等の緩和の適用可否」「斜線適用の有	[無]
	「かかる規定全て」などを知りたい。	. 21
	不動産取引に係る重要事項説明書の作成や内容確認をしてほしい。	. 21

# A 確認申請に関すること

ID	質疑	回答	更新履歴
	指定確認検査機関	確認申請の受付は、それぞれの指定確認検査機関	R03.06
4.01	で確認申請を行う	で受け付ける。	
A01	が、確認申請の受付		
	はどこか。		
	指定確認検査機関	建築主事や特定行政庁への申請図書の経由はな	R03.06
	で確認申請を行う	V ۰。	
A02	が、建築主事や特定		
	行政庁へ申請図書の		
	経由はあるか。		
	個々の建築計画に	個々の建築計画についての相談・協議は、確認申	R03.06
	ついての相談・協議	請を提出する予定の審査機関と行われたい。	
A03	はどこと行えばよい	なお、開発許可など、確認申請の前に本市での手	
	か。	続が必要なものは、別途、本市の担当課に相談・協	
		議を行われたい。	
	法の規則で定めら	確認申請時には、本市の担当課と必要な協議を行	R03.06
	れた図書以外で,確	い,その協議が終わっている旨を示す,「事前調査報	
	認申請に独自に添付	告書」を添付されたい(ホームページからダウンロ	
A04	する図書はあるか。	一ド可能)。	
		また,確認申請を提出する審査機関から,計画内	
		容に応じて追加の図書の添付を求められることもあ	
		ることから,審査機関と協議されたい。	
	事前調査報告書の	事前調査報告書は、設計者自身が、個々の計画に	R03.06
A05	内容を、京都市で確	応じて協議等が必要な項目をチェックするものであ	
AUS	認してもらう必要は	る。本市で、事前調査報告書の内容の確認は行って	
	あるか。	いない。	
	10㎡以内の増築	防火地域及び準防火地域内で増築を行う場合は,	R03.06
	をする場合,確認申	規模によらず、確認申請が必要である。	
A06	請は不要か。	なお、確認申請が不要な場合でも、法への適合が	
		必要であることから,設計者の責において,適法な	
		計画となるように設計しなければならない。	
	200㎡以下の用	今回,用途を変更することで,当該用途に供する	R03.06
	途変更を今回行うこ	部分の床面積の合計が200㎡を超えても、今回用	
A07	とで、従前からの用	途変更を行う部分のみの床面積が200㎡以下であ	
	途とあわせ, 当該用	るなら、確認申請は不要である。	
	途の面積が200㎡	しかし、当該用途の床面積の合計に応じて法への	

	を超えることとな	適合が必要であることから、設計者の責において、	
	る。今回の用途変更	適法な計画となるように設計しなければならない。	
	に際し,確認申請は		
	不要か。		
	完了検査を受検し	完了検査を受検していない既存建築物は, 原則,	R03.06
	ていない法施行後の	増改築や用途変更ができない。	
	既存建築物に,増改	それでも増改築や用途変更を行いたい場合は,建	
	築や用途変更を行い	築主や設計者で既存建築物を調査し、全ての条文に	
	たい。	ついて適法である旨の証明や適法となる計画を立案	
A08		したうえで,確認申請の引き受けの可否について個	
		別に審査機関と相談されたい。ただし,調査を行っ	
		た場合においても,必ず増改築や用途変更できるも	
		のではないということに注意されたい。	
		なお、エレベーターの更新や増設など、建築設備	
		の確認申請についても同様である。	
	法第12条第5項	法第12条第5項に基づく報告とは、建築主事や	R03.06
1.00	に基づく報告を、建	特定行政庁が、必要に応じて設計者等に求めるもの	
A09	築主事や特定行政庁	である。設計者等の意思で、手続の一環として提出	
	に提出したい。	するものではない。	
	確認申請が不要な	確認申請という手続が不要なだけであり、法への	R03.06
A 10	ものは、法の規定が	適合は当然に求められる。設計者の責において、適	
A10	かからないと考えて	法な計画となるように設計しなければならない。	
	よいか。		
	京都府の「建築基	京都府の「建築基準法施行条例」第20条の規定	R03.06
A 1 1	準法施行条例」は京	により、本市域に同条例は適用されない。本市域に	
A11	都市域に適用される	おいては、「京都市建築基準条例」による。	
	カゝ。		

# B 中間検査に関すること

ID	質疑	回答	更新日
	中間検査の対象と	法で定められている「階数が3以上の共同住宅」	R03.06
	なる建築物は?	と,本市で定めている「2階建て住宅等」及び「特	
		定特殊建築物」が対象である。ただし,「2階建て住	
		宅等」及び「特定特殊建築物」で、法第18条又は	
D01		第85条の適用を受ける建築物及び法第68条の1	
B01		1 第 1 項の規定による型式部材等の製造者としての	
		認証を受けた者により製造された型式部材等を使用	
		した建築物は、中間検査の対象とならない。詳しく	
		は、京都市告示245号(最終改正令和元年8月3	
		0日京都市告示第309号)を参照されたい。	
	「2階建て住宅	以下の構造,用途,規模のいずれにも当てはまる	R03.06
	等」とは?	ものをいう。	
		(構造)	
		主要構造部(※1)のいずれかが木造	
		(用途:以下のいずれか)	
		住宅,兼用住宅(※2),長屋,共同住宅,寄宿舎	
B02		(規模:以下のいずれか)	
D02		・上記の用途が2階以上の階にあるもの	
		・上記の今回の確認申請を行った用途の床面積の	
		合計が50㎡を超えるもの	
		※1 ここでいう「主要構造部」に、床、屋根及び	
		階段は含まれない。	
		※2 「兼用住宅」とは、延べ面積の1/2以上を	
		居住の用に供するものをいう。	
	「特定特殊建築	法別表第1(い)欄に掲げる用途で,今回の確認申請	R03.06
B03	物」とは?	を行った用途の床面積の合計が100㎡を超えるも	
		のをいう。	
	中間検査受験のタ	それぞれに定められた特定工程の工事を終えたと	R03.06
B04	イミングは?	きに、中間検査を申請しなければならない。	
D04		特定工程後の工程は、中間検査合格証の交付を受	
		けるまで施工してはならない。	
	「階数が3以上の	(特定工程)	R03.06
B05	共同住宅」の特定工	「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置	
000	程,特定工程後の工	する工事の工程」	
	程は?	(特定工程後の工程)	

		「2階の床及びこれを支持するはりに配置された	
		鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う	
		工事の工程」	
	「2階建て住宅	(特定工程)	R03.06
	等」の特定工程,特	「木造の軸組(※1)を金物等により接合する工	
	定工程後の工程は?	事の工程」又は「枠組壁工法(※2)にあっては,	
		木材で組まれた枠組みを設置する工事の工程」	
		(特定工程後の工程)	
B06		「木造の軸組を覆う床,壁及び天井を設ける工事	
D00		の工程」又は「枠組壁工法にあっては、枠組みを覆	
		う屋内側の壁及び天井を設ける工事の工程」	
		※1 土台、柱、はり及び筋かいのこと	
		※2 木材で組まれた枠組みに構造用合板その他こ	
		れに類するものを打ち付けた床及び壁により建	
		築物を建築する工法のこと	
	「特定特殊建築	(特定工程)	R03.06
	物」の特定工程,特	「基礎又は地中はりの配筋工事の工程」	
B07	定工程後の工程(1	(特定工程後の工程)	
	回目) は?	「基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工	
		事の工程」	
	「特定特殊建築	(特定工程)	R03.06
	物」の特定工程,特	「木造の軸組(※1)を金物等により接合する工	
	定工程後の工程(2	事の工程」又は「枠組壁工法(※2)にあっては、	
	回目) は?(地階を	木材で組まれた枠組みを設置する工事の工程」	
	除く階数が2以上の	(特定工程後の工程)	
B08	木造)	「木造の軸組を覆う床,壁及び天井を設ける工事	
D08		の工程」又は「枠組壁工法にあっては、枠組みを覆	
		う屋内側の壁及び天井を設ける工事の工程」	
		※1 土台、柱、はり及び筋かいのこと	
		※2 木材で組まれた枠組みに構造用合板その他こ	
		れに類するものを打ち付けた床及び壁により建	
		築物を建築する工法のこと	
	「特定特殊建築	(特定工程)	R03.06
	物」の特定工程,特	「主として鉄骨造の部分により支持される最初の	
B09	定工程後の工程(2	床版を取り付ける工事の工程」	
פטם	回目) は?(地階を	(特定工程後の工程)	
	除く階数が2以上の	「鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事,外装工事,	
	MA CHESCA DOLLA		

		7月初の内にマンカル トナヤホナフェ東のエ和。	
		る最初の床にコンクリートを打設する工事の工程」	
	「特定特殊建築	(特定工程)	R03.06
	物」の特定工程,特	「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置	
	定工程後の工程(2	する工事の工程」	
B10	回目)は?(地階を	(特定工程後の工程)	
B10	除く階数が2以上の	「2階の床及びこれを支持するはりのコンクリー	
	鉄筋コンクリート造	トを打設する工事の工程」	
	又は鉄骨鉄筋コンク		
	リート造)		
	「特定特殊建築	(特定工程)	R03.06
	物」の特定工程,特	「2階の床を支持する部分の主たる構造の区分に	
	定工程後の工程(2	応じ、B08 から B10 までに掲げる建方工事に関する	
B11	回目) は?(地階を	特定工程」	
D11	除く階数が2以上で	(特定工程後の工程)	
	構造の種別が混合し	「2 階の床を支持する部分の主たる構造の区分に	
	たもの )	応じ、B08 から B10 までに掲げる建方工事に関する	
		特定工程後の工程」	
	工区分けを行った	工区分けを行った場合,全ての工区が中間検査の	R03.06
	場合, 先に特定工程	対象となる。	
B12	に達した最初の工区		
	のみの検査でよい		
	か。		

# C 構造耐力に関すること

ID	質疑	回答	更新日
	凍結深度は?(令	規定していない。	R03.06
C01	第38条, 平成12		
	建告第1347号)		
	積雪荷重を検討す	垂直積雪量 (d):	R03.06
	る際に必要な数値	30cm以上(京北区域(平成17年3月31日	
	は? (令第86条)	前の京北町の区域で旧大字広河原の区域を含まな	
		い。) は 5 0 c m以上) かつ下記に掲げる数値 (単	
		位:cm)以上。詳しくは,市細則第31条を参	
C02		照されたい。	
C02		ア 標高が 400 メートル以下の地域	
		d = 0.09 ls + 21	
		ls 標高(単位:m)	
		イ 標高が 400 メートルを超える地域	
		d=1.1 (0.09ls+21)	
		ls 標高(単位:m)	
C03	標高はどのように	例えば、国土地理院のホームページ等で確認され	R03.06
C03	確認するのか。	たい。	
	風圧力を検討する	地表面粗度区分:	R03.06
	際に必要な数値は?	Ⅱ又はⅢ(Ⅱは都市計画区域外で、建築物の高さが	
C04	(令第87条, 平成1	13m を超えるものに限る。)	
	2 建告第1454	風速 (V 0):	
	号)	3 2 m/s	
	地震力を検討する	国土交通大臣が定める数値(Z):	R03.06
	際に必要な数値は?	1. 0	
C05	(令第88条, 平成		
	1 2 建告第 1 7 9 3		
	号)		

# D 道路に関すること

ID	質疑	回答	更新日
	道路指定図に桃色	避難通路は,法上の道路ではないが,市条例第4	R03.06
D01	で示されている「避	条に定める道内の建築制限を受ける。詳しくは、建	
	難通路」とは何か。	築指導課に確認されたい。	
	避難通路は接道扱	避難通路は、建築基準法上の道路ではなく、接道	R03.06
D02	いになるか。	要件を満たさない。そのため,敷地と避難通路の境	
		界は、道路境界線ではなく隣地境界線となる。	
	道路指定図に赤紫	特定通路は,建築基準法上の道路ではないものの	R03.06
D03	色で示されている	うち, 市長が交通上, 安全上, 防火上及び衛生上支	
פטע	「特定通路」とは何	障がないものとして指定した道。指定道路図に赤紫	
	か。	色と「TT0000」等で示されている。	
	特定通路は接道扱	特定通路は、建築基準法上の道路ではなく、接道	R03.06
	いになるか。	要件を満たさない。そのため、敷地と特定通路の境	
		界は、道路境界線ではなく隣地境界線となる。	
		また、特定通路にのみ接する敷地で建築する際に	
		は、当該通路を道路とみなした場合に適用される法	
		及び条例の規定全てに適合する計画であれば, 法第	
D04		43条第2項第2号の許可により、建築は可能であ	
		る。	
		なお、この場合には、市条例第43条の5の規定	
		により、建築確認申請がなされた時点で法第43条	
		第2項第2号の許可申請があったものとみなされる	
		ため、別途、許可申請をする必要はなく、許可に係	
		る手数料も不要である。	
	道路指定図に赤色	道路の形状をしており他者が通行するなど、建築	R03.06
	で示されている非道	物のある土地と一団の土地と見ることができない形	
	路部分を建築物の敷	状や使い方を行う部分は、当然、建築物の敷地では	
	地に含めてよいか。	ない(所有権の有無は問わない)。	
		また、例えば非道路部分を塀で囲い専用の庭にす	
D05		るなど、建築物のある土地と非道路部分を一団の土	
		地とした場合でも、民事を含め多くのトラブルが想	
		定される (例: 非道路を取り込むことにより他の敷	
		地が違反状態となる、他の敷地が再建築不可になる、	
		他者の権利が侵害される等)ため、建築主、設計者	
		において、その土地の経緯等も鑑みながら、慎重に	
		判断されたい。	

	四条通に面した敷	四条通の概ね四条大宮~八坂神社間で,市街地建	R03.06
	地で建築する。	築物法に基づき,道路幅の境界線より2尺(約60.	
		6 cm) 後退した位置に建築線が指定されている。	
		(大正11年9月15日 京都府告示第426号,	
D06		昭和2年6月3日 京都府告示第256号)	
		これらの建築線は、現在でも、法附則第5項の規	
		定に基づき位置指定道路(法第42条第1項第5号)	
		とみなされる。詳しくは、建築指導課に確認された	
		٧١° و	
	すみ切りはどのよ	原則として, 幅員が6m未満の道路同士が交差(屈	R03.06
D07	うな場合に必要とな	曲) する場合に必要となる。詳しくは、市条例第3	
	るのか。	条を参照されたい。	
	敷地内ですみ切り	すみ切りをした部分に建築制限が課せられるが,	R03.06
D08	をした部分は敷地に	道路である部分を除き、敷地に含まれる。建蔽率や	
D00	含まれるのか。	容積率等の計算を行う際には、このすみ切り部分を	
		含んだ敷地の面積で算定する。	
	接道長さによっ	用途、規模等によって制限される。詳しくは、市	R03.06
D09	て、計画できるもの	条例第5条,第6条,第9条,第14条,第17条,	
	が制限されるか。	第30条、第31条を参照されたい。	
	前面道路幅員によ	用途, 規模等によって制限される。詳しくは, 市	R03.06
D10	って、計画できるも	条例第3条,第6条,第14条,第17条,第30	
	のが制限されるか。	条,第31条,第32条を参照されたい。	

# E 容積率・建蔽率に関すること

ID	質疑	回答	更新日
	特定行政庁が都	本市域で,指定している区域はない。	R03.06
	市計画審議会の議		
E01	を経て指定した区		
	域(法第52条第2		
	項) はあるか。		
	道路の角にある	道路の角(内角135度以下)にある200㎡以	R03.06
EOO	敷地で、建蔽率は緩	下の敷地で1/4以上がこれらの道路に面している	
E02	和されるか。	等,市細則第15条に適合する場合に建蔽率の緩和	
		が適用される。	
	2項道路の角に	2項道路のセットバックが路線全体で完了してい	R03.06
E03	ある敷地でも,建蔽	なくても、市細則第15条の規定に適合すれば、本	
	率は緩和されるか。	市においては建蔽率の緩和が適用される。	
	2項道路の角に	セットバック後の道路境界線の長さで判断する。	R03.06
	ある敷地の接道長		
E04	さは, セットバック		
	前の接道長さで考		
	えてい良いか。		
	風致地区による	法第53条の建蔽率の他に、風致地区内では、別	R03.06
E05	建蔽率とは何か。	途, 風致地区による建蔽率が規定されている。双方	
100		の建蔽率はそれぞれ別の規定であり、双方の規定を	
		満たす必要がある。	
	風致地区で別途	風致地区の建蔽率の詳細は, 風致保全課に確認さ	R03.06
E06	定まっている建蔽	れたい。	
Eoo	率の緩和はあるの		
	カ <sub>プ</sub> 。		

# F 高度地区に関すること

ID	質疑	回答	更新日
For	高度地区(法第5	本市では、市内の大部分の地区で、建築物の絶対	R03.06
	8条) とは。	高さ等を制限する高度地区を定めている。 詳しくは,	
		京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)	
F01		における高度地区計画書や、高度地区に関する取扱	
		い,高度地区に関する取扱い・解説版を参照された	
		٧٠°	
	高さの限度(法第	双方とも建築物の絶対高さを定めているが, それ	R03.06
F02	55条)と高度地区	ぞれ別の規定である。	
F 0 2	(法第58条)の関	なお,双方の規定が適用される地区では,双方の	
	係は?	制限値は一致している。	
	法第56条と法第	それぞれ別の規定である。法第58条の北側斜線	R03.06
F03	58条の北側斜線は	の方が厳しく, 法第58条の北側斜線が適用除外と	
103	同じものか。	された場合でも、法第56条の北側斜線は適用除外	
		とならない。	
F04	法第58条の北側	できない。天空率が使えるのは、法第56条のみ	R03.06
	斜線を天空率で適用	である。	
	除外とできるか。		

# G 都計法等に関すること

ID	質疑	回答	更新日
	都市計画情報(用	「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」を	R03.06
	途地域や都市施設	インターネットで公開している。	
	等),景観情報(景観	また,市役所の各担当課の窓口に備え付けている	
	保全や眺望景観等),	地図等でも確認が可能である。各自で,調査したい	
G01	建築基準法上の道路	場所の情報を確認されたい。	
	種別を示した指定道	なお,市役所においては,各担当課の窓口来課以	
	路情報はどのように	外の方法による問合せ(電話,FAX,メール等)	
	確認すればよいか。	は,錯誤が生じた場合の影響が大きいため,対応し	
		ていない。	
	防火地域, 準防火	防火地域,準防火地域以外の区域のうち,旧久多	R03.06
	地域は都市計画情報	村、旧花背村及び旧京北町(旧大字広河原の区域を	
G02	で確認できるが、2	含む。)を除いた区域が22条区域である。	
	2条区域はどこか。	「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」の	
		凡例を確認されたい。	
	壁面線の指定(法	市域全体で定めているものはない。	R03.06
	第46条)や外壁の	しかし、地区計画や建築協定、風致地区で定めら	
	後退距離(法第54	れている場合があるため,まずは,「京都市都市計画	
	条) は定められてい	情報等検索ポータルサイト」等で当該地区に該当し	
G03	るか。	ているかを確認し、該当している場合は、各課のホ	
400		ームページで確認されたい。	
		・地区計画:都市計画課	
		(地区計画条例については建築指導課)	
		<ul><li>建築協定:建築指導課</li></ul>	
		<ul><li>・風致地区:風致保全課</li></ul>	
	建築物の敷地の最	第一種及び第二種低層住居専用地域では,平成1	R03.06
	低限度(法第53条	6年12月20日から、建築物の敷地の最低限度を	
	の2) は定められて	定めている。	
G04	いるか。	なお, 当時と同一の敷地で建て替える場合などは,	
		敷地の面積が建築物の敷地の最低限度を下回ってい	
		ても建築が可能な場合がある。詳細は、「京都市建築	
		法令実務ハンドブック」を確認されたい。	
	地区計画の区域内	地区計画が定められている区域内(地区整備計画	R03.06
G05	で建築等を行う場	が定められている区域) で建築等の行為を行う場合,	
409	合,別途,手続が必	当該行為に着手する日の30日前までに京都市長へ	
	要になるか。	の届出が必要となる(都計法第58条の2第1項)。	

		また、地元との協議等が必要となる場合もあるた	
		め、都市計画課に確認されたい。	
		なお,地区計画において定められている地区整備	
		計画の制限等のすべてが「京都市地区計画の区域内	
		における建築等の制限に関する条例」に定められて	
		いる場合,届出は不要である。	
	都市計画で「一団	一団地の住宅施設とは、適切な居住機能の確保、	R03.06
	地の住宅施設」と定	都市機能の増進を目的として、道路や公園等の生活	
COC	められている敷地で	施設の整った住宅施設をひとまとまりの土地に集団	
G06	建築等を行う。(桂川	的に建設する都市施設である。当該都市施設内で建	
	島住宅,向島団地,	築等を行う際には、都計法第53条の許可が必要と	
	醍醐西団地)	なる場合があるため、都市計画課に確認されたい。	
	市街化区域内の5	開発許可の要不要は、開発指導課での判断が必要	R03.06
	00㎡以上の敷地で	であるため、確認申請前に、同課と協議されたい。	
	建築等を行うが、区	また、開発許可が不要である場合、都市計画法施	
G07	画形質の変更がない	行規則第60条に基づく書面(開発行為に該当しな	
	等,開発許可が必要	いことを証する書面や29条許可不要証明等)の交	
	となる内容ではな	付申請も同課で受け付けている。	
	<i>٧</i> ٠°		
	市街化区域内で建	敷地面積が500㎡未満でも、開発行為等が連続	R03.06
	築等を行うが、敷地	して行われることが想定されるなど、当該敷地とそ	
	面積が500㎡未満	の隣接地が「都市計画法に基づく開発許可制度の手	
	のため, 開発許可は	引き」に記載のある「開発行為の一体性について」	
	関係ない。	の基準に抵触する場合は、都計法第29条の開発許	
G08		可が必要となることがあるため、確認申請の前に開	
		発指導課と協議されたい。	
		なお、設計者等で開発許可は関係ないと判断し確	
		認申請を行っても、開発行為に該当することが判明	
		した場合、確認済証は交付されないことを留意され	
		たい。	

H 都市計画区域外,市街化調整区域に関すること

ID	質疑	円に明金区域に関すること	更新日
	都市計画区域外は	左京区花背峠以北及び右京区嵯峨樒原, 嵯峨越畑,	R03.06
	どこか。	京北地域が該当する。	
H01		京北地域 核敷反岳 市街化 開整 区域 市街化 区域 市街化 区域 市街化 医域界 市街化 区域 市街化 医域界 市街化 医域 医中枢 医中枢 医中枢 医中枢 医中枢 医中枢 医中枢 医中枢 医皮肤	
H02	都市計画区域外で	京北区域(旧京北町の区域の編入の日前(平成1	R03.06
	いわゆる4号物(法	7年3月31日)の同町の区域)は、法第6条第1	
	第6条第1項第4号	項第4号の規定に基づく区域に指定(京都府知事指 (京都府知事指	
	に規定する建築物)	定)されているため、確認申請が必要である。	
	の建築をする場合,	京北区域以外の都市計画区域外で4号物を建築する。	
	確認申請は不要か。	る場合、確認申請は不要であるが、法への適合は必要であるが、とのであるとない。	
		要であることから、設計者の責において、適法な計	
		画となるように設計しなければならない。	

	都市計画区域外で	都市計画区域外では,集団規定は適用されない。	R03.06
	   建蔽率や容積率,高	   ただし, 京北区域 (旧京北町の区域の編入の日前 (平	
	   さの制限はあるか。	  成17年3月31日)の同町の区域)全域において	
	-	   は、下記の制限が定められている。詳しくは、「京都	
		   市京北区域内における建築物の制限に関する条例」	
H03		  を参照されたい。	
		容積率:20/10	
		建蔽率: 6/10	
		   高 さ: 20mを超える部分を有する建築物につ	
		いては,各部分の高さの制限	
	市街化調整区域で	市街化調整区域では、開発行為や建築行為等が厳	R03.06
	建蔽率や容積率、高	しく制限されており、立地基準及び技術基準を満足	
	さの制限はあるか。	するものでなければ、これらの行為を行うことはで	
		きないため、確認申請の前に開発指導課と協議され	
		たい。建築が許可等された場合は,以下の制限内で	
		計画されたい。(平成28年12月22日付け京都市	
		告示第476号を参照。指定容積率については「京	
		都市都市計画等検索ポータルサイト」において確認	
		できる。)	
		容積率:10/10又は20/10	
		建蔽率:6/10	
H04		道路斜線: 前面道路の反対側の境界線からの水平	
		距離が20メートル以下の範囲内におい	
		ては、当該部分から前面道路の反対側の	
		境界線までの水平距離に1.5を乗じて	
		得たもの	
		隣地斜線: 当該部分から隣地境界線までの水平距	
		離に、建築物の高さが20メートルを超	
		える部分を有するものにあっては、それ	
		ぞれの部分から隣地境界線までの水平距	
		離のうち最小のものに相当する距離を加	
		えたものに、1.25を乗じて得たもの	
		に20メートルを加えたもの	

# I 崖付近の建築制限に関すること

ID	質疑	回答	更新日
I01	崖の付近の建築制	適用される区域が指定されているものではなく,	R03.06
	限がかかる区域はど	市内全域が対象である。対象となる崖があれば、市	
	こか。(市条例第7	条例第7条が適用される。	
	条)		

# J 建築基準法施行以前に建築された建築物(京町家等)に関すること

ID	質疑	                 	更新日
	京町家等に増築	道路からのセットバックが不要な状況で有効に接	R03.06
	したい。	道しているものは,別棟での増築が可能な場合があ	
		るため、「京町家できること集」を参照されたい。	
		また, 京町家等の伝統的な意匠形態を残しながら,	
J01		同一棟に増築したい場合は、その建築物に適した安	
		全性を確保したうえで、建築基準法の適用を除外す	
		る本市独自の条例(京都市歴史的建築物の保存及び	
		活用に関する条例)がある。詳しくは、建築指導課	
		に相談されたい。	
	京町家等を旅館	変更しようとする用途や形態に即して法に適合す	R03.06
	等へ用途変更した	る必要があり、小規模なものであれば用途変更が可	
	い。	能な場合があるため、「京町家できること集」を参照	
		されたい。	
J02		また, 京町家等の伝統的な意匠形態を残しながら,	
002		用途変更したい場合は, その建築物に適した安全性	
		を確保したうえで、建築基準法の適用を除外する本	
		市独自の条例(京都市歴史的建築物の保存及び活用	
		に関する条例)がある。詳しくは、建築指導課に相	
		談されたい。	
	京町家等で大規	京町家で大規模修繕・大規模模様替えを行う場合	R03.06
	模修繕・大規模模様	の取扱いは、「京町家できること集」を参照されたい。	
	替えをしたい。	また, 京町家等の伝統的な意匠形態を残しながら,	
J04		大規模修繕・大規模模様替えをしたい場合は、その	
		建築物に適した安全性を確保したうえで、建築基準	
		法の適用を除外する本市独自の条例(京都市歴史的	
		建築物の保存及び活用に関する条例)がある。詳し	
		くは、建築指導課に相談されたい。	
	京町家等の外観	京町家等の意匠を活かした土塗壁、軒裏の防火構	R03.06
J05	の整備したい。	造の仕様等があり、外観の整備は可能であるため、	
		京町家できること集を参照されたい。	
	文化財や景観重	文化財や景観重要建造物等の指定を受けていない	R03.06
	要建造物等の指定	京町家等であっても、所有者等による提案を受け、	
J06	を受けていないが、	市長が指定する京町家等については、制度を活用す	
	法の適用を除外す	ることができる。詳しくは、建築指導課に相談され	
	る制度を使えるか。	たい。	

# K 建築主等への説明に関すること

ID	質疑	回答	更新日
	この敷地や建物	設計業務の一環であるため、審査機関ではなく建	R03.06
	で「建築可能な建物	築士で責任をもって調査・判断し、建築主等に説明	
	の用途や規模」「必	されたい。審査機関は,確認申請の手続のなかで,	
IZO1	要となる改修の内	建築士が行った判断が法に適合しているかを確認す	
K01	容や方法」「この計	る。	
	画に対する問題の		
	有無」などを知りた		
	V,		
	この敷地や建物	建築士や宅地建物取引士で責任をもって調査・判	R03.06
	で「再建築や増改築	断し、建築主等に説明されたい。審査機関は、確認	
	の可否」「建蔽率等	申請の手続のなかで、建築士が行った判断が法に適	
K02	の緩和の適用可否」	合しているかを確認する。	
	「斜線適用の有無」		
	「かかる規定全て」		
	などを知りたい。		
	不動産取引に係	宅建業法に基づく重要事項説明は, 法令に基づき,	R03.06
	る重要事項説明書	有資格者である宅地建物取引士の責務である。重要	
K03	の作成や内容確認	事項説明に必要な重要事項説明書は、宅地建物取引	
	をしてほしい。	士が責任をもって対象物件の調査・判断を行い, 作	
		成されたい。	